皇紀二千六百七十八年二月十一日（紀元節）

学校と儀式と君が代と～紀元節を有意義にすごすために～【史料集】

福岡県教育総合研究所所長
西南女学院大学教授
新谷　恭明

【史料一】

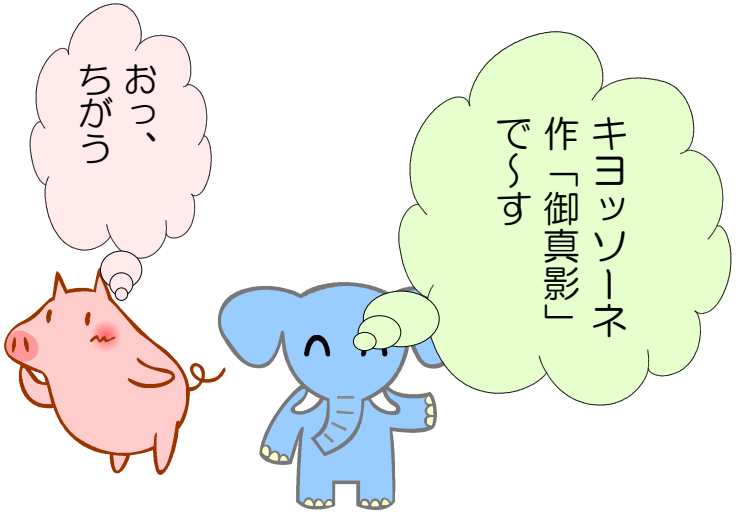

【史料二】

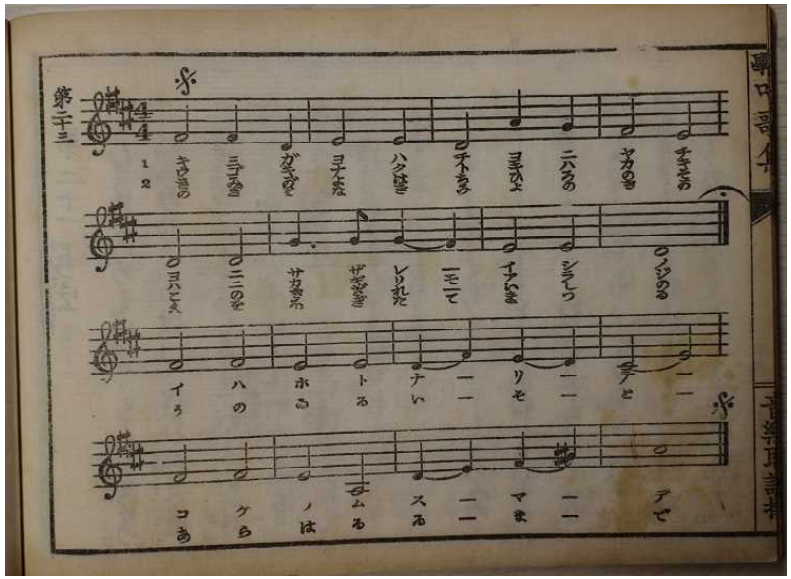

第二十三　君が代

一　君が代は　ちよにやちよに
さゞれいしの巌となりて
こけのむすまで　うごきなく
常磐かきはに　かぎりもあらじ

二　きみがよは　千尋の底の
さゞれいしの　鵜のゐる磯と
あらはるるまで　かぎりなき
みよの栄を　ほぎたてまつる

【史料三】

第二十　蛍

一　ほたるのひかり　まどのゆき
書よむつき日　かさねつつ
いつしか年も　すぎのとを
あけてぞけさは　わかれゆく

二　とまるもゆくも　かぎりとて
かたみにおもふ　ちよろづの
こゝろのはしを　ひとことに
さきくとばかり　うたふなり

三　つくしのきはみ　みちのおく
うみやまとほく　へだつとも
そのまごこゝろは　へだてなく
ひとつにつくせ　くにのため

四　千島のおくも　おきなはも
やしまのうちの　まもりなり
いたらんくにに　いさをしく
つとめよわがせ　つつがなく

訂正前の「蛍」の三番の歌詞

つくしのきはみ　みちのおく
わかるゝみちは　かはるとも
かはらぬこころ　ゆきかよひ
ひとつにつくせ　くにのため

（九州から東北まで分かれる道はちがっていても、変わらぬ心が行き通い、一つに尽くせ、国のため）

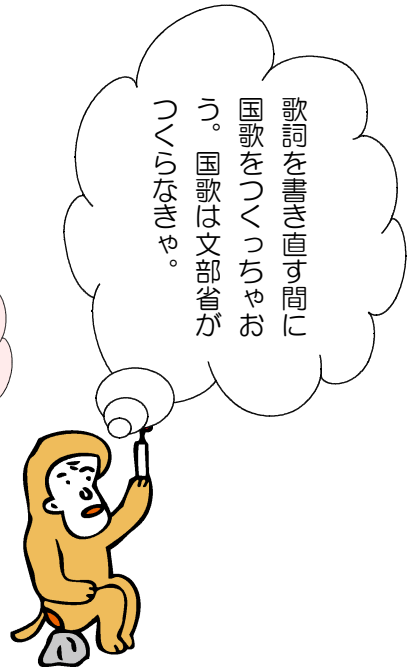

【史料四】君が代が変わる

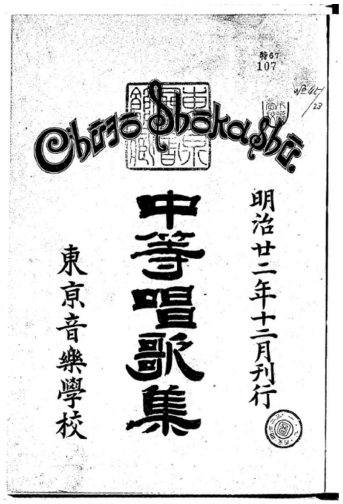

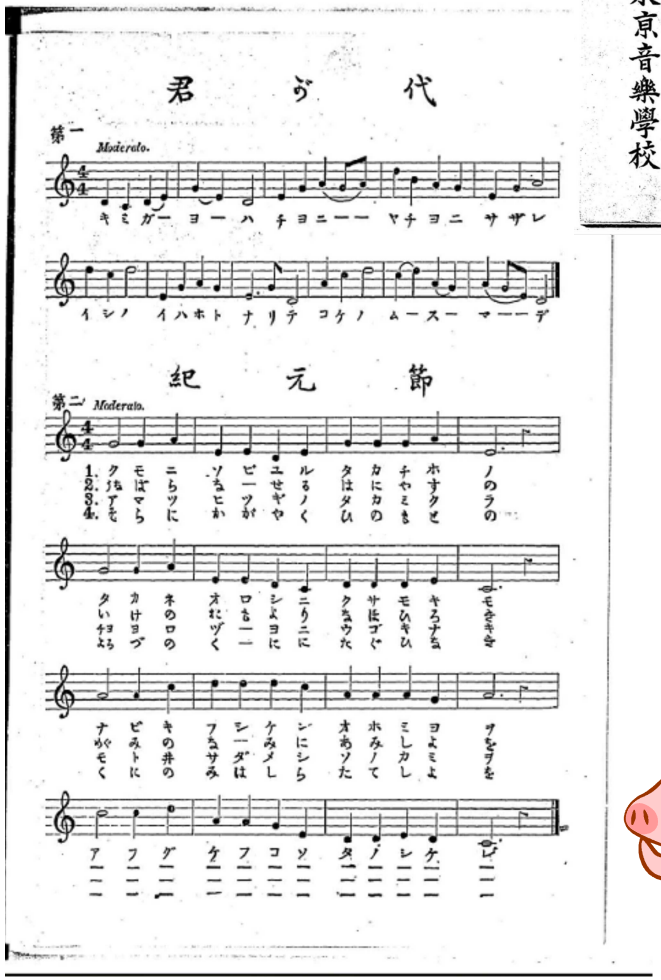

【史料五】

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

〈朕（天皇である私）が考えるに、私と私の子である臣民のご先祖様がこの国を造ったのは天照大神以来の神話に由来するものであり、代々の天皇は国民に深く厚く徳を植え付けてきたということである。天皇である私の臣下である臣民は親に孝行をするように私に忠を尽くしなさい。日本は世界に類例のない素晴らしい国だ。だから、天皇の臣下である臣民はいつの時代も忠孝の道を実践してきた。そうした歴史が何より大切であり、教育の原点なのである。おまえたち、私の臣下である臣民よ、親の恩に対して孝行で報いること、兄弟は長幼の序の元に仲良くすること、そのように家族を大切にすることが国家・国力の基本となる。殊に夫婦が家を作るのであるから、それは国家の大本になるので、その関係は最も大切である。また親しい友との間には信義が必要である。謙虚であり、質素であること、自分を捨てて他人のために力を尽くすことがたいせつであり、それは国家のあり方にも通ずる。学問を学び仕事を身につけ自分の能力を高め、徳を身につけることは一家のため国家のために大切である。そして自分のためにではなく国家、社会の利益を考えよう。私のつくった帝国憲法を重んじ、臣民として国法に従うこと。また、国家に危機があったときには一命をなげうって尽くさなくてはならない。そして皇室の発展のために少しでも役立つようにしなければならない。このことは天皇の臣下である臣民が今従順な臣民であることはもちろん。おまえたちの祖先がそのようにしてきたからだ。忠孝を第一に思う教えは私の先祖が遺してきた教えであり、その子孫である私と私の臣下である臣民はともに護らなければならないものである。そして忠孝の教えは今も昔も正しいし、外国でも正しい道徳のはずだ。天皇である私は私の臣下である臣民とともに決してこの教えを忘れず、だれもが同じ忠孝の教えを守ることを願うものである。〉

〔参照〕

国民道徳協会＝佐々木盛雄によるトンデモ現代語訳

私は、私達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の国をおはじめになったものと信じます。そして、国民は忠孝両全の道を全うして、全国民が心を合わせて努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげて参りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりませんが、私は教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。

国民の皆さんは、子は親に孝養を尽くし、兄弟・姉妹は互いに力を合わせて助け合い、夫婦は

仲睦まじく解け合い、友人は胸襟を開いて信じ合い、そして自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで、社会公共のために貢献し、また、法律や、秩序を守ることは勿論のこと、非常事態の発生の場合は、真心を捧げて、国の平和と安全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善良な国民としての当然の努めであるばかりでなく、また、私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風を、さらにいっそう明らかにすることでもあります。

　このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私達子孫の守らなければならないところであると共に、この教えは、昔も今も変わらぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、間違いのない道でありますから、私もまた国民の皆さんと共に、祖父の教えを胸に抱いて、立派な日本人となるように、心から念願するものであります。

【史料六】瀬高高等小学校の卒業式

瀬高高等小学校の開校式(明治二十二年七月二十三日　福岡日日)

瀬高高等小学校開校式　山門郡第二瀬高高等小学校は校舎の狭隘なるより、去る五月中旬より増築の工事に取り掛り、本月初旬工事竣功せしを以て、去る十九日上棟式並びに本年学期試験免状授与式を挙行す。当日は折悪しく大雨にて来賓多かず。第一鐘の点呼にて生徒式場に入る。次に郡長、町村長、校長等それぞれ着席ありて、一同立礼終わりて唱歌(君が代)、次に学期試験成績の報告あり。これより第一生より順次修業証及び卒業証の授与ありて、卒業生唱歌(仰げば尊し)、郡長十時一郎氏の祝詞朗読終わりて、本校首坐訓導中村九郎氏の答辞朗読あり。次に柳河高等小学校長、上庄尋常小学校首坐訓導、村長鬼又彦氏及び同校訓導宮本伯次郎氏の詞朗読あり。唱歌(螢の光)、第二鐘の点呼にて、来賓及び生徒は扣所に入る。この時村氏は学芸品陳列場へ来賓を誘導す。午後一時来賓悉皆宴席に着く。宴会の間同校女生徒をして酒間の周旋をなさしめしは、かの普通酌女のごとき野鄙の観なく、終始席慇懃なりしは、来賓もいっそうの愉快を感じて、午後第四時退散されたり。続きて日廿一日の両日は、学芸品の縦覧を許せし由。

(瀬高高等小学校では校舎が狭くなったので、五月中旬から増築工事を始め、今月上旬に工した。で、十九日に上棟式と学期試験免状授与式を開催した。天気が悪かったので、来は少なかった。まず第一の鐘で、生徒が式場に入り、次いで郡長、町村長、校長などが着する。一同起立して唱歌「君が代」、次に学期試験の成績報告、そして一年生から順番に終業証と卒業証の授与があって、卒業生による唱歌「仰げば尊し」、その後郡長の祝辞、中村首坐教員の答辞、村長、教員の祝辞、唱歌「蛍の光」と進んだ。第二の鐘が鳴って生徒控え室に入る。中村首坐教員は来賓を学芸品陳列場に案内する。午後一時になると来賓は席に着く。女生徒に酒席の接待をさせたら礼儀正しくて、いわゆる酌女みたいに下品ではかったのでみんな喜んで帰った。)

【史料七】　小学校祝日大祭日儀式規程（明治二十四年六月十七日　文部省令第四号）

第一条　紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ

一学校長教員及生徒
天皇陛下及
皇后陛下ノ　御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行ヒ且
両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス
但未タ　御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク
二学校長若クハ教員、教育ニ関スル　勅語ヲ奉読ス
三学校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル　勅語ニ基キ　聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ
歴代天皇ノ　盛徳　鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相応スル演
説ヲ為シ忠君愛国ノ志気ヲ涵養センコトヲ務ム
四学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス
第二条　孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭及秋季皇霊祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式
場ニ参集シテ第一条第三款及第四款ノ儀式ヲ行フヘシ
第三条　一月一日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ第一条第一款及第四款ノ儀式ヲ行
フヘシ
第四条　第一条ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ従ヒ学校長及教員、生徒ヲ率ヰテ体操場ニ臨ミ若
クハ野外ニ出テ遊戯体操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムヘシ
第五条　市町村長其他学事ニ関係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日ノ儀式ニ列スヘシ
第六条式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ参観スルコトヲ
得セシムヘシ
第七条　祝日大祭日ニ於テ生徒ニ茶菓又ハ教育上ニ裨益アル絵画等ヲ与フルハ妨ナシ
第八条　祝日大祭日ノ儀式ニ関スル次第等ハ府県知事之ヲ規定スヘシ

【史料八】小学校ニ於テ祝日大祭日儀式ニ用フル歌詞及楽譜ノ件（明治二十四年十二月二十九日）
従来祝日大祭日ノ儀式ニ用フル目的ヲ以テ著作シタル歌詞及楽譜ニ乏シク儀式施行ノ際不便尠ナカラ
サルヘクト存候先ツ文部省及東京音楽学校ノ編纂ニ係ル唱歌中ノ歌詞及楽譜ニシテ右儀式ヲ行ウノ際
唱歌用ニ供シ差支ナキモノヲ挙ケ〈以下略〉
（別紙）
歌曲　　書目
我　大　君　　文部省音楽取調掛編纂　幼稚園唱歌集
君　が　代　　**同**　　**小学唱歌集初編**
〈中略〉
君が代の初春　　東京音楽学校編纂　　中等唱歌集
紀　元　節　　同　　同
天　長　節　　同　　同
君　が　代　　**同**　　**同**

【史料九】明治二十六年文部省告示「小学校儀式唱歌用歌詞並楽譜」により選定された唱歌
◎君が代　　古歌　　林　広守作曲
君が代は、ちよにやちよに、さゞれいしの、巌となりて、こけのむすまで。
◎勅語奉答　　勝　安芳作歌　　小山作之助作曲
◎一月一日　　千家　尊福作歌　　上　真行作曲
◎元始祭（一月三日に天皇が天地の神々と歴代天皇をまつる）

鈴木　重嶺作歌　　芝　葛鎮作曲

◎紀元節（二月十一日）

高崎　正風作歌　　伊沢　修二作曲

◎神嘗祭（十月十七日　穀物を伊勢神宮に奉納する）

木村　正辞作歌　　辻　高節作曲

◎天長節（十一月三日）　黒川　真頼作歌　　奥　好義作曲

◎新嘗祭（十一月二十三日　天皇が穀物を神に備えて自分も食べる）

小中村清矩作歌　　辻　高節作曲

【史料一〇】

総理大臣

新憲法の発効をもつて日本には人民の意思の自由な表現による民主主義的諸原則の上に確立された一政府がつくられることになろう。この政府は今や主権を有する人民に十分な責任をもつ対等の国権機関によつて構成されるものであり、かつ人類の自由の神聖を表現また擁護すると共に人類間の恒久平和の促進に貢献することゝなろう。

幾多の事件を経て可能となつた民主主義的自由のこの歴史的高揚をしるすために、予は今後日本の国旗を日本国民に復活させ、立憲政治の三主要部門たる国会、最高裁判所、首相官邸並びに国家及び国民統合の象徴として立憲的役割を果す天皇の住居の内と上空に自由に掲げることが妥当であると信ずる。

この国旗を掲げて、個人の自主、個人の尊厳、寛容、正義にもとづく新たな恒久平和の時代が日本の国民生活に出現したことを意味するものたらしめよ。

ダグラス・マッカーサー
（讀賣新聞訳）

【史料一一】

新たな自由と平和のシンボルとしての国旗「日の丸」を広く県下の隅々にまで広めようと県教職員組合県学校生活協同組合では県教育委員会、民主政治普及会などの協賛のもとに本月中に「日の丸」を県下一般に売出す、同教組では「日の丸」を所有していない家庭が県下で十数万戸とみており一戸必ず一旗をめざしている、生地はミツマタ繊維の布――

（「『日の丸』を普及　県教組が売出し」『高知新聞』昭和24年5月23日付）

【史料一二】

文化の日その他国民の祝日はよりよき社会、より豊かな社会を築くために国民こぞつてい感謝し、かつ記念する日として国民自ら定めた日であります。従つて各学校においては学生、生徒、児童に対しこれらの祝日の意義を徹底させ進んで国家および社会の形成者としての自覚を深くさせることは極めて必要なことと思われる、このため各学校では訓話、講演会、学芸会、展覧会、運動会などそれぞれ特色あるさまざまな行事を催される事とは思いますがその際国旗を掲揚し国歌を斉唱することもまた望ましい事と考えます、また各官庁、家庭においても是非ともこれらの祝日には国旗を掲揚されるようお勧めします

（「国旗と国歌を　祝日の学校・職場へ：文相談話」『讀賣新聞』1950.10.18）

【史料一三】全国都道府県教育長協議会総会における天野貞祐文相発言

私はもとの修身のような教科は不必要だと考えていたが最近の実情を熟慮した結果これが必要であると思うようになつた、地方を歩いてみると教育関係の法令はいろいろ整つてきたがこれにそなわるないようがないので教育者の修身復興の要望が非常に強いので教育勅語に代る教育要綱といつたものを決めたいと思う

（「修身復活　文相ほのめかす」『讀賣新聞』195011.7）

【史料一二】

…一方、日教組宮之原書記長はいう。「日教組は、日の丸を国旗として否定するという運動は行なったことはない。ただ、なんといっても、日の丸には、悪夢のような戦争の思い出がまつわっており、われわれは、日の丸掲揚を、国家主義的な行事と結びつけて押しつけられることに反対するのだ。最近、沖縄住民が祝祭日に日の丸掲揚を許されたことで、沖縄の教員組合が祝杯をあげたというが、祖国復帰を願う喜びが日の丸に結びついたというこのような民族感情は十分肯定する。しかし、君が代には、新しい憲法に基づいた国歌として意義があるかどうか、明らかに皇室賛美を軸とした国家主義の歌ではないだろうか。本当の国民感情に基づいた、全国民の歌える国歌をつくれ、というのが日教組の主張なのだ」（「日の丸と君が代㊦」『朝日新聞』1961.9.19）

【史料一三】国旗及び国歌に関する法律（平成十一年法律第百二十七号）

（国旗）

第一条　国旗は、日章旗とする。

２　日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

（国歌）

第二条　国歌は、君が代とする。

２　君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（商船規則の廃止）

２　商船規則（明治三年太政官布告第五十七号）は、廃止する。

【史料一四】幕府触書（嘉永七年七月九日）

大船製造ニ付而ハ。異国船ニ不紛様日本惣船印ハ。白地日之丸幟相用候様。被仰出候。…〈以下略〉

（大きな船を造ると外国の船と区別するために日本の船はすべて白地に日の丸の幟を使うようにとのことである）

【史料一五】商船規則（明治三年一月）

西洋形商船買入之義ニ付先般相触置候趣モ有之軍艦ヲ除之外在来日本製造之船ハ勿論西洋形商船ニ至迄總而民部省中通商司之管轄ニ被　仰付候条…〈以下略〉

（別紙）

規　則

一西洋形商船買入度モノハ其旨開港場運上所江可願出其上船之善悪新古検閲之上免許差遣可申事

一御国旗之事

右ハ決而取外シ候事不相成附属之艀舟ニ至迄必可挙置事

一毎朝西洋時規第八字ニ引揚ケタ方ハ日没迄ヲ限引卸スヘキ事

但右御国旗引揚無之節八海賊船之取扱請候而モ申訳ナキ事万国普通之公法タル事

一御国旗之寸法別紙之通ニ候事

但し大旗八祝日ニ引揚平日八小旗引揚ケ風雨晦暝之節八小旗迄引卸置不苦候事

祝日

正月朔日　　正月十五日　　三月三日

五月五日　　七月七日　　七月十五日

八月朔日　　九月九日　　九月廿二日
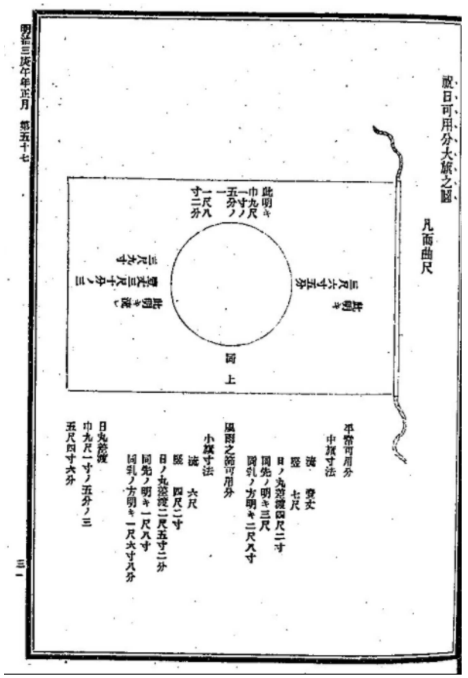
〈中略〉